

産婦健康診査の実施について

志木市では病院で産後 1 ヶ月頃を目安に実施する「からだ」と「こころ」の健康状態を把握する産婦健康診査の費用を一部助成します。助成券を利用して、産婦健康診査をお受けください。

記

1 対象者	産婦健康診査を受診した方で産婦健康診査当日に志木市に住民票がある産婦
2 受診方法・期間	埼玉県が委託契約を締結している医療機関で出産後概ね 1 ヶ月程度で受診。
3 検査項目	基本的な産婦健康診査、こころの健康チェック
4 助成回数	1 回分
5 助成限度額	5,000円



※赤ちゃんの健診費用や受診票に記載の無い健診項目の費用は、助成の対象外となります。また、助成額を超えた分は自己負担となります。

6 産婦健康診査を受ける際のご注意

- (1) 助成券を利用できる医療機関は、委託契約を結んでいる医療機関となります。
助成券が利用できない医療機関での出産の場合、事前に志木市健康増進センターにて手続きが必要です。
- (2) 受診の際は、①産婦健康診査助成券②母子健康手帳をお持ちください
- (3) こころの健康チェックを実施していない場合は助成の対象外となります。
※埼玉県内での受診の場合は埼玉県のホームページでご確認下さい。
埼玉県外での受診の場合は、事前に医療機関にご相談下さい。

補助金制度（償還払い）について※裏面もご確認ください。

契約医療機関以外で受診された方には、5,000円を上限に助成します。

受診後に志木市健康増進センターでの手続きが必要となります。

- (1) 補助金制度（償還払い）申請の際に必要なもの
 - 交付申請書兼請求書
 - 受診結果が記載された書類（検査結果票や母子健康手帳の記録など）
 - 受診費用を証明する書類（医療機関名、受検日が記された領収書の原本）
 - 印鑑
 - 助成金の振り込み先口座が確認できるものの写し（通帳またはキャッシュカードなどのコピー）
- (2) 申請期間 受診日より 1 年以内
- (3) 助成額 助成額 5,000 円と実際に支払った金額の低い方